

## フロリダの黒人少年殺害事件に無罪評決

ニューヨーク事務所

2012 年 2 月にフロリダ州で起きた黒人少年射殺事件につき、同州セミノール郡の裁判所の陪審団は、本年 7 月 13 日、被告人を無罪とする評決を出しました。この評決に対し、全米各地で「人種差別」だとの声が上がリ抗議デモが発生しています。無罪評決となった背景には、2005 年に同州で施行された「Stand your Ground」法の存在があります。

なぜ、銃で人を殺した者が無罪になってしまうのか？その理由について考察します。

### 1 事案の概要

2012 年 2 月 26 日午後 7 時ころ、フロリダ州に住む当時 17 歳の高校生（以下「少年」という。）は、近くのコンビニエンスストアから徒歩で知人宅に戻る途中、地元の自警団員として警戒に当たっていた当時 28 歳の被告人（以下「被告人」という。）から呼び止められました。

報道によると、被告人は、「少年を拳動不審と認めて呼び止めたところ、少年と取っ組み合いになり、地面に頭を打ちつけられるなどして生命の危険を感じたことから、所持していた銃で少年の胸を撃ち抜いた」などと証言したといます。しかしながら、少年が手にしていたのはコンビニで購入したアイスティーとお菓子のみであり、銃やナイフのような武器は一切所持していなかったそうです。

また、警察は当初、正当防衛を主張する被告人の身柄を拘束せずにはいましたが、全米各地で被告人を逮捕するべきだとの声が高まったため、事件発生から約 2 か月後の昨年 4 月 11 日になって、ようやく逮捕に踏み切ったという経緯もありました。

こうした経緯により、本事件は発生直後より、人種差別や銃規制のあり方を巡って全米で強い関心を集めていたところ、6 人の女性陪審員により構成されていた陪審団は、被告人の正当防衛を認めて無罪評決を出したのです。

この無罪評決に対し、全米各地において抗議デモが相次いで発生しています。ロサン

ゼルスではデモ隊の一部が暴徒化するなど、大きな波紋を広げています。



フロリダ州における抗議デモの様子

※ Thomson Reuters  
ホームページより

## 2 アメリカにおける正当防衛の概念

武器を所持していない少年を銃で殺害した被告人に、正当防衛が成立したのは何故でしょうか。

フロリダ州では、2005 年に正当防衛について定めた「Stand your Ground」という州法が施行されています。同法は、自己の生命を脅かす相手に対し武器の使用を含めた抵抗を認める法律、すなわち「正当防衛」を規定するものですが、日本でも刑法第 36 条 1 項において、「急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。」と正当防衛が定められています。しかしながら、「Stand your Ground」法における正当防衛の概念は日本のそれとは似て異なるものです。

日本で正当防衛が成立するためには、条文の規定からも明らかとなっており、その侵害が急迫不正であったか否か、防衛行為の他に取るべき手段がなかったのか否か（必要性及び相当性）という要件を満たすことが求められます。

しかしながら、「Stand your Ground」法では、そういった要件は必要とされません。行為者において、自己に不正な脅威が迫っているという正当な確信さえあれば、「duty to retreat」（まずはその危険を回避しようとする義務）を負うことなく、正当防衛が認められるのです。端的に言えば、「私は脅威を感じたから相手を射殺した。」と主張・立証しさえすれば、死人に口なし、正当防衛が成立することになるのです。

また、「Stand your Ground」とは、直訳すると「自分の土地を守れ/一步も引くな」という意味になりますが、「Stand your Ground」法では、自分の土地のみならず、今回の事件のように路上のような公共の場所であっても、その範疇に含まれます。

## 3 「Stand your Ground」法制定の背景

2005 年当時の報道によると、この法案の制定に向けて積極的に活動していたのが、今なお銃規制に対し強く反発している「The National Rifle Association」（全米ライフル協会。以下「NRA」という。）でした。

「暴力的な犯罪を抑え、住民に安心をもたらす」との触れ込みで草案されたこの法案は、フロリダ州議会において圧倒的多数で可決された後、同州知事の署名を経て施行に至りましたが、銃規制推進グループの幹部の話によると、当時のフロリダ州議会に対する NRA の影響力はとて大きく、それ故にフロリダ州が「Stand your Ground」法制定の最初の標的に選ばれたそうです。

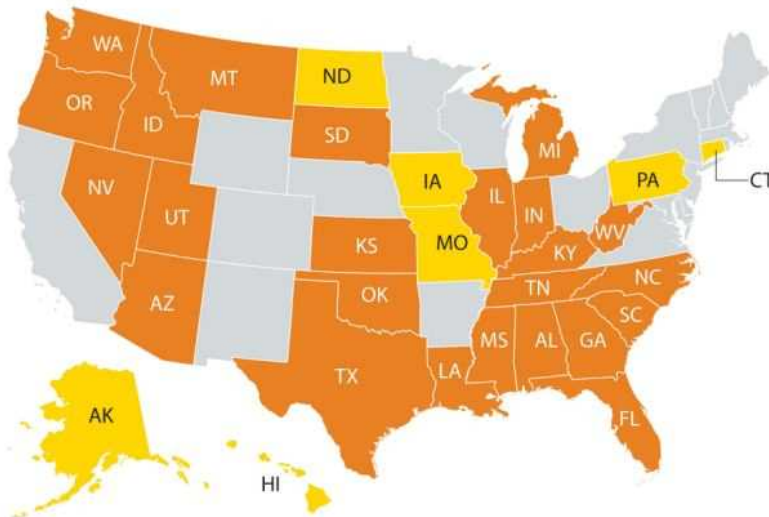
また、NRA のある幹部は、フロリダ州で「Stand your Ground」法が成立した際、「全ての州に同趣旨の法律の制定を働きかけるつもりだ」などと述べていましたが、事実、現在ではアメリカ全 50 州のうち、フロリダ州を含めた 24 州が「Stand your Ground」法と同趣旨の州法を制定しており、他の 7 州についても、車や職場といった特別な場所であれば前記のような危険回避のための努力義務を要しないという州法を

定めています。

## U.S. “stand your ground” laws

Thirty-one states have “stand your ground” laws that allow for the use of deadly force in self-defence, with no duty to retreat either when outside the home or in specific locations outside the home.

- Unlimited (24 states)  
No duty to retreat, regardless of where attack occurs
- Limited (7 states)  
Extended to specific places outside the home, such as a vehicle or place of business



各州における Stand your Ground 法の制定状況（2013 年 7 月現在）

※ Thomson Reuters

Source: Brady Campaign to Prevent Gun Violence  
S. Culp, 15/07/2013 REUTERS

## 4 銃は安心をもたらすか

今回の報道を受けて、多くの日本人は今から約 20 年前にルイジアナ州で発生した日本人高校生射殺事件を思い出したのではないのでしょうか。同州に留学していた高校生が、パーティーに招かれた際に訪問する家を間違えたために、身長 185 センチメートルもある大柄な家人に侵入者と判断されて射殺されたという事件です。この事件が発生した 1992 年は「Stand your Ground」法の施行前でしたが、刑法上の原則である“castle doctrine”（城の原則。自分の住居が危険に晒された場合は、退避努力義務を負うことなく正当防衛が認められるという理念。）を理由に、この時も加害者には正当防衛が認められ無罪となっています。この事件は、日本のみならず全世界で大きな反響を呼び、米国における銃規制や正当防衛の基準の在り方を見直すきっかけとなりましたが、その後、約半数の州が「Stand your Ground」法を導入していることに鑑みれば、当時よりも状況が後退していると言えなくもありません。

また、「Stand your Ground」法を導入していないニューヨーク州であっても、銃による殺人事件は後を絶ちません。ニューヨーク市警の公表によると、同市内において 2012 年に殺害された被害者 419 名のうち、約 57%が銃により殺害されています。

今回の事件では目撃者が一切存在していません。そのことは、陪審団が被告人の証言だけで「被告人が脅威を感じたか否か」を認定し、「Stand your Ground」法に基づく

正当防衛成立の可否を判断したことを意味しています。抗議デモ参加者の「もし少年の肌の色が白かったら、違う評決になっていたはずだ」という言葉がある記事で紹介されていたが、私にはそうは思えません。「Stand your Ground」法がある以上、陪審団が無罪評決を出したことは当然と言えるでしょう。

「Stand your Ground」法のような法律が認められる根底には、「規律ある**民兵**は、**自由**な国家の安全にとって必要であるから、人民が**武器**を保有しまた携帯する権利は、これを侵してはならない。」と規定した**アメリカ合衆国憲法修正第2条**の存在があります。銃規制の議論が起こるたびに、規制反対派が錦の御旗として掲げる条文です。

しかしながら、銃のような武器に頼ることなく治安を維持できることは、何より日本がこれを証明しています。日本の警察官として、また国民の一人として、大国アメリカでさえも実現できない社会を日本が維持できていることを改めて誇りに思う次第です。

(松重所長補佐 警視庁派遣)

